

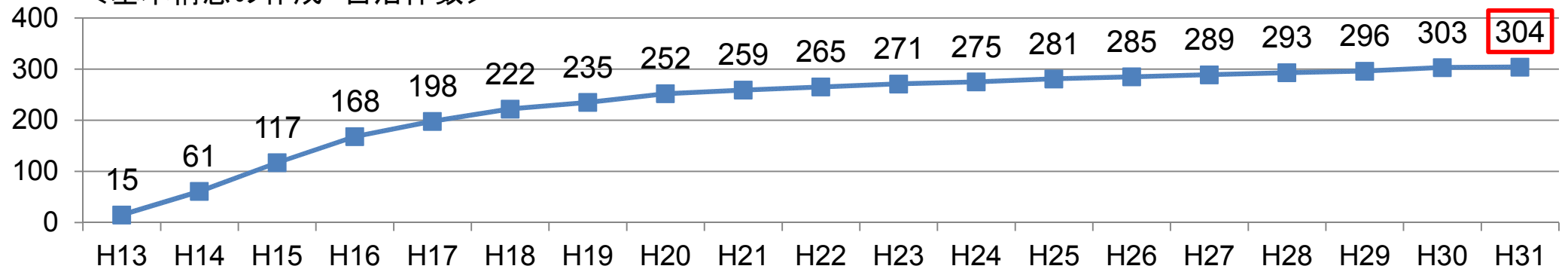
基本構想・マスタープランの作成状況

基本構想の作成状況

全国における基本構想の作成状況（令和2年3月末時点）

- ・全国における基本構想は、304市区町において作成されており、作成率は約2割となっている。
- ・人口規模が比較的大きい「市・区」で見ると、作成率は3分の1となっており、そのうち政令市・中核市・特別区は8割以上となっている。

＜基本構想の作成 自治体数＞



	全国	市・区				町	村	
		政令市	中核市	その他の市	特別区			
作成率	17.5 %	34.5 %	95.0 %	82.8 %	27.0 %	91.3 %	3.1 %	0.0 %
作成数	304 / 1741	281 / 815	19 / 20	48 / 58	193 / 714	21 / 23	23 / 743	0 / 183

東北における基本構想の作成状況（令和2年3月末時点）

	東北	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県
作成数	12	1	2	2	1	2	4
作成率	5.3 %	2.5 %	6.1 %	5.7 %	4 %	5.7 %	6.8 %
	12 / 227	1 / 40	2 / 33	2 / 35	1 / 25	2 / 35	4 / 59
うち市・区の作成率	14.3 %	10 %	14.3 %	7.1 %	7.7 %	15.4 %	30.8 %
	11 / 77	1 / 10	2 / 14	1 / 14	1 / 13	2 / 13	4 / 13

基本構想・マスタープラン作成市町村一覧

《基本構想》(令和2年3月末時点)

都道府県	市町村	都道府県	市町村	都道府県	市町村	都道府県	市町村	都道府県	市町村	都道府県	市町村					
北海道	札幌市	千葉県	千葉市	神奈川県	大和市	愛知県	瀬戸市	大阪府	羽曳野市	香川県	高松市					
	小樽市		市川市		伊勢原市		春日井市		門真市		愛媛県	丸亀市				
	旭川市		船橋市		座間市		豊川市		摂津市			松山市				
	室蘭市		松戸市		大磯町		刈谷市		高石市			今治市				
	釧路市		野田市		二宮町		豊田市		藤井寺市			高知県	高知市			
	北見市		習志野市		新潟市		日進市		東大阪市				北九州市			
	苫小牧市		柏市		長岡市		知多市		泉南市				福岡市			
	江別市		市原市		柏崎市		阿久比町		四條畷市				大牟田市			
	千歳市		流山市		新発田市		津市		交野市				久留米市			
	滝川市		八千代市		見附市		伊勢市		大阪狭山市				筑紫野市			
	深川市		我孫子市		糸魚川市		松阪市		阪南市				大野城市			
	富良野市		鎌ヶ谷市		上越市		桑名市		島本町				古賀市			
	恵庭市		浦安市		南魚沼市		亀山市		神戸市				福津市			
	伊達市		袖ヶ浦市		湯沢町		大津市		姫路市				糸島市			
	枝幸町		千代田区		魚津市		彦根市		明石市				遠賀町			
	遠軽町		港区		射水市		長浜市		西宮市				唐津市			
青森県	青森市	新潟県	金沢市	滋賀県	近江八幡市	兵庫県	芦屋市	佐賀県	唐津市	長崎県			長崎市			
	盛岡市		石川県		福井市		草津市		加古川市		佐世保市					
	一関市		福井県		敦賀市		守山市		宝塚市		熊本県		熊本市			
	仙台市		山梨県		甲府市		栗東市		川西市				大分市			
松島町	山梨市	山梨市	甲賀市		播磨町		別府市									
秋田市	品川区	笛吹市	野洲市		奈良市		宮崎県		宮崎市							
山形市	目黒区	上野原市	高島市		大和郡山市				鹿児島県			鹿児島市				
南陽市	大田区	松本市	米原市		橿原市							宮古島市				
福島市	世田谷区	岡谷市	童王町		香芝市							計 304市町村	R1年度作成			
会津若松市	中野区	諏訪市	京都市		葛城市									《マスタープラン》 (令和2年5月末時点)		
郡山市	杉並区	塩尻市	福知山市		河合町										岩手県	遠野市
いわき市	豊島区	茅野市	宇治市		桜井市											
水戸市	北区	岐阜市	亀岡市		斑鳩町										富山県	射水市
日立市	荒川区	多治見市	向日市		上牧町											
土浦市	板橋区	中津川市	長岡京市		和歌山市										奈良県	奈良市
石岡市	練馬区	瑞浪市	八幡市		橋本市											
笠間市	足立区	羽島市	京田辺市	田辺市	鳥取県	大分市										
取手市	葛飾区	恵那市	木津川市	高野町				島根県		松江市						
ひたちなか市	渋谷区	美濃加茂市	大山崎町	那智勝浦町	岡山県	出雲市										
宇都宮市	八王子市	土岐市	大阪市	鳥取市				岡山県		笠岡市						
栃木市	武蔵野市	各務原市	堺市	米子市	鳥取県	笠岡市										
佐野市	三鷹市	可児市	岸和田市	倉吉市			島根県	出雲市								
鹿沼市	府中市	瑞穂市	豊中市	松江市	岡山県	江津市										
日光市	調布市	笠松町	池田市	出雲市			岡山県	倉敷市								
小山市	町田市	垂井町	吹田市	江津市	岡山県	倉敷市										
那須塩原市	小金井市	静岡市	高槻市	倉敷市			岡山県	笠岡市								
下野市	日野市	浜松市	貝塚市	那智勝浦町	岡山県	笠岡市										
前橋市	羽村市	沼津市	守口市	和歌山市			鳥取県	笠岡市								
高崎市	横浜市	熱海市	枚方市	橋本市	鳥取県	笠岡市										
伊勢崎市	川崎市	三島市	茨木市	橋本市			鳥取県	笠岡市								
さいたま市	相模原市	富士宮市	八尾市	田辺市	鳥取県	笠岡市										
熊谷市	平塚市	伊東市	泉佐野市	高野町			鳥取県	笠岡市								
川口市	鎌倉市	島田市	富田林市	那智勝浦町	鳥取県	笠岡市										
所沢市	藤沢市	富士市	寝屋川市	那智勝浦町			鳥取県	笠岡市								
東松山市	小田原市	焼津市	河内長野市	那智勝浦町	鳥取県	笠岡市										
深谷市	茅ヶ崎市	藤枝市	松原市	那智勝浦町			鳥取県	笠岡市								
入間市	逗子市	御殿場市	大東市	那智勝浦町	鳥取県	笠岡市										
白岡市	三浦市	袋井市	和泉市	那智勝浦町			鳥取県	笠岡市								
小川町	秦野市	名古屋市	箕面市	那智勝浦町	鳥取県	笠岡市										
寄居町	厚木市	岡崎市	柏原市	那智勝浦町			鳥取県	笠岡市								

計 304市町村
R1年度作成

《マスタープラン》
(令和2年5月末時点)

岩手県	遠野市
東京都	大田区
富山県	射水市
兵庫県	明石市
奈良県	奈良市
山口県	宇都部市
大分県	大分市

計 7市区

遠野市バリアフリーマスタープラン

<移動等円滑化促進方針>

概要版

【中心市街地周辺地区・国体記念公園市民サッカー場周辺地区】



2020年2月
遠野市

1 はじめに

マスタープランの概要

バリアフリー法では、高齢者、障がい者等の移動や施設利用の利便性や安全性向上を促進するために、公共交通機関、建築物、公共施設のバリアフリー化を推進することとされています。

本法律で想定された移動等円滑化促進方針（以下「マスタープラン」という。）は、旅客施設（駅など）を中心とした地区や、高齢者、障がい者等が利用する生活関連施設が集まった地区（以下「移動等円滑化促進地区」という。）において、面的・一体的なバリアフリー化の方針を示すものです。

マスタープラン策定の背景と目的

市は、法や条例に基づき、行政や事業者がすでにそれぞれの道路や施設のバリアフリー整備を進めていますが、事業主体や対象が異なる施設間でのバリアフリーの一体感・連続性が図られていない側面が課題となっているほか、交通政策基本法、障害者総合支援法、障害者差別解消法の成立等を受け、街づくりと福祉施策が連携したバリアフリー推進の必要性が高まっています。

これらの状況を踏まえ、行政・住民・事業者等が一体となってマスタープランを策定し、共通の方針に基づいた重点的かつ一体的なバリアフリーを推進することとします。

マスタープランの位置付け及び目標年次

本マスタープランは、「遠野市総合計画」の将来像である「永遠の日本のふるさと遠野」の実現に向けて策定します。また、バリアフリー法、交通政策基本法、障害者差別解消法等の関連法との整合を図るとともに、遠野市障がい者プラン、遠野市都市計画マスタープラン等の市の関連計画と連携した事業・取組を推進します。

なお、マスタープランの目標年次は、遠野市総合計画の計画期間との整合性を考慮し、5年後の令和7年度（2025年）に設定します。

マスタープラン策定のメリット

●事業に関する調整の容易化

一定のバリアフリー化の方向性を示すことで、複数の関係者間で認識が共有され、事業者による事業化に向けた準備期間を設けることができます。

●届出制度による交通結節点における施設間連携の推進

旅客施設と道路の境目等において施設改修等する場合は、事前に市町村に届け出てもらうことで改修内容を変更する等の要請を行うことができるなど、施設間の連携を図ることができます。

●バリアフリーマップ作成の円滑化

バリアフリーマップの作成について明記した場合、各施設の管理者等は、バリアフリーの状況について、情報提供に努めなければならない旨を規定しており、円滑な情報収集が可能となります。

●道路におけるバリアフリー化に関する交付金の重点配分

防災・安全交付金における道路事業について、重点配分の対象となります。

2 基本理念・基本方針

基本理念

人とのつながりを実感できる 共生のまちをめざして

基本方針1：ともに支え合う心のバリアフリーの推進

高齢者や障がい者等が安心して日常生活や社会生活が送れるようにするため、施設整備（ハード面）だけではなく、市民一人ひとりがバリアフリーに対して正しく理解し、互いに協力し合う地域社会づくりが重要です。パラスポーツをはじめ、障がいのある人との触れ合い等の体験活動を通じて、「心のバリアフリー」を身につけ、すべての人が助け合い、共に生きていく社会（共生社会）を重点的に推進します。

基本方針2：ユニバーサルデザインによる対応

施設整備に当たっては、「どこでも、たれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方を踏まえたバリアフリー化が強く求められています。高齢者や障がい者をはじめ、妊産婦やけが人、乳幼児連れや大きな荷物を持った人など、だれもが人が安全かつ安心して移動できるユニバーサルデザインに配慮した整備を推進します。

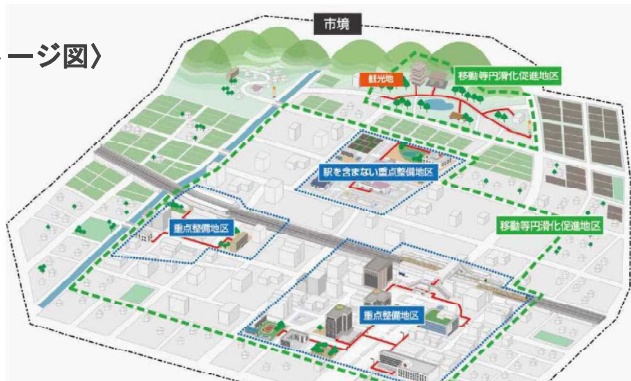
基本方針3：交通結節点や公共施設等のユニバーサル化の推進

多くの人々が利用する旅客施設や生活関連施設を中心に、高齢者や障がい者だけでなく、子育て環境、観光客等、それぞれに配慮したバリアフリー化を推進します。
また、施設だけでなく施設間の主要な利用経路についてもバリアフリー化を推進します。

基本方針4：継続的・段階的なバリアフリー化の推進

移動等円滑化の内容については、地域の状況を踏まえ、ハード・ソフト施策を柔軟に取り入れながら、継続的にバリアフリー化を進めるとともに、中長期的な視点に立ち、段階的な発展（スパイラルアップ）を推進します。

〈マスタープランのイメージ図〉



3 移動等円滑化促進地区の設定

《移動等円滑化促進地区の位置》

⇒生活関連施設の集積や徒歩移動の需要が多いなどまちなかで移動の円滑化が特に必要な地区

《移動等円滑化促進地区の範囲》

⇒公共交通の拠点（鉄道駅・バス停など）と生活関連施設間の徒歩による利用が多い範囲
⇒生活関連施設及び生活関連経路についてバリアフリー化の促進が必要と考えられる範囲
⇒バリアフリー化を促進することが都市機能（社会参加、消費生活、勤労等の場の提供等）の増進を図る上で有効かつ適切であると認められる範囲

遠野市の現状

- 遠野駅周辺の中心市街地には、官公庁、保健・医療・福祉施設、大規模商業施設、教育・文化施設、観光施設等の生活関連施設が集積し、徒歩による施設間移動がみられる。
- 観光客の大部分は、駅やバス停からの徒歩又は駐車場からの徒歩による移動が主である。
- 一般国道283号沿道には、大規模商業施設、福祉施設、市民サッカー場（年間4万人以上が利用）が集積し、多数の人が日常生活において徒歩・車により施設間の移動を行っている。
- 中心市街地及び市民サッカー場周辺にはバス路線があり、高齢者・障がい者が外出しやすい環境が整っている。

《遠野市における移動等円滑化促進地区の位置》

- 生活関連施設が集積し、多くの人々が徒歩・車により利用している地区
⇒「中心市街地周辺地区」
「国体記念公園市民サッカー場周辺地区」の2地区を設定

《遠野市における移動等円滑化促進地区の範囲》

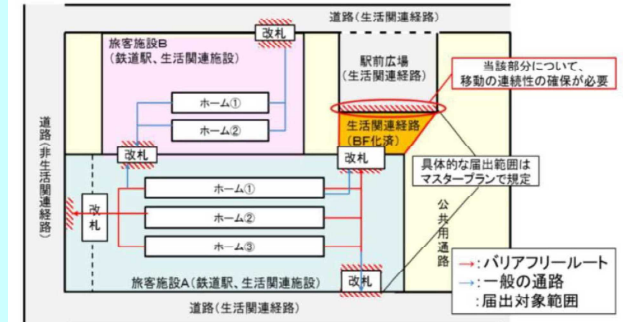
- 公共交通の拠点と生活関連施設がまとまっていて、高齢者、障がい者をはじめ、妊産婦や観光客等の施設間の徒歩による移動が多い範囲を設定する。
- 都市計画マスタープランや中心市街地活性化基本計画等の関連計画との整合性を考慮した範囲を設定する。

4 その他、必要な事項

行為の届出等に関する事項

公共交通事業者又は道路管理者は、移動等円滑化促進地区の区域において、旅客施設や道路の改良等であって、他の施設と接する部分の構造の変更等を行う場合は、当該行為に着手する30日前までに市に届出が必要となります。

市は、届出のあった行為がバリアフリー化を図る上で支障があると認めるときは、行為の変更等の必要な措置を要請できるとされています。この制度により、施設間の移動の連続性を確保することができます。



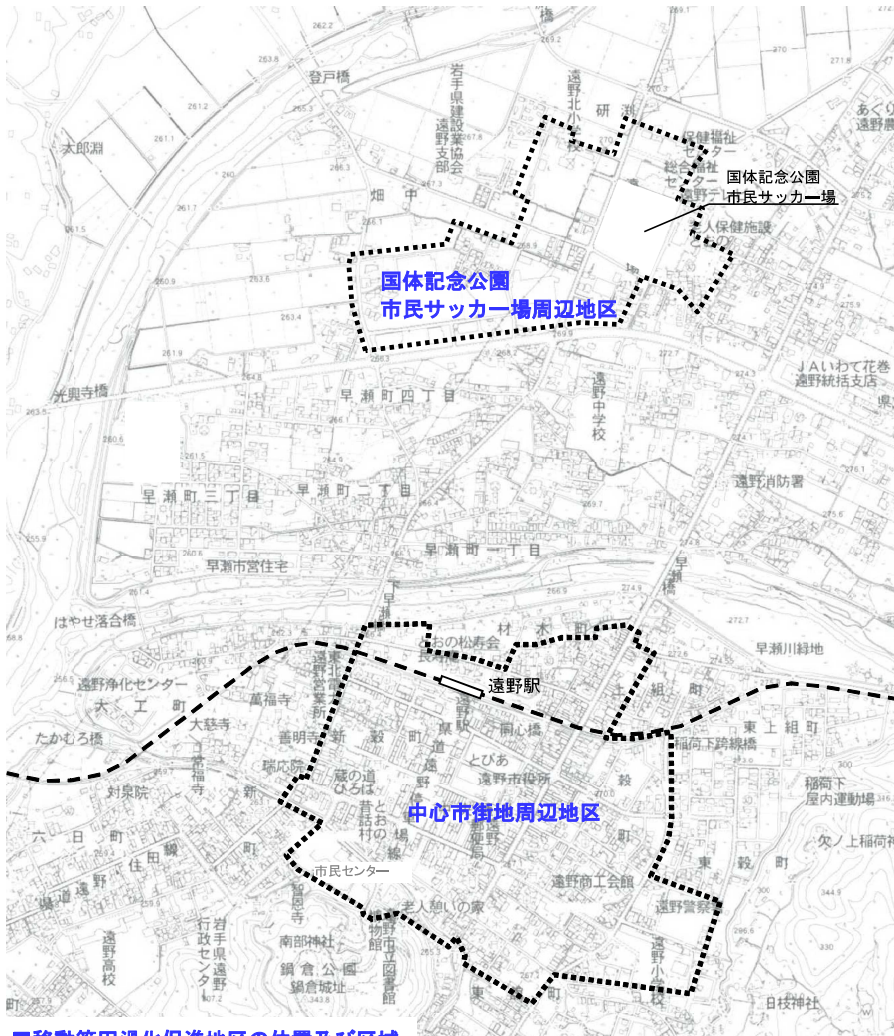
〈出典：「移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドライン」/国土交通省〉

移動等円滑化促進方針の評価・見直し

計画目標期間において、本マスタープランで設定した移動等円滑化促進地区におけるバリアフリー化の取り組み状況、ならびに策定したマスタープランが適切に運用されているかどうか、継続的な評価を行っていきます。

また、計画期間中においても必要に応じてマスタープランの見直しを検討します。バリアフリーマスタープランを策定した「策定協議会」を「(仮称)推進協議会」として継続し、必要に応じて市民の協力(情報の提供、意見など)を取り入れながら評価・管理ならびにスパイラルアップを図っていきます。

なお、移動等円滑化促進地区において、バリアフリー化に関する具体事業の目処が立った場合には、「バリアフリー基本構想」の作成を行い、事業を進めていきます。



■移動等円滑化促進地区の位置及び区域

位置	都市計画マスタープランにおける位置づけ	面積	備考
中心市街地周辺地区	地域拠点	約61.7ha	
国体記念公園市民サッカー場周辺地区	—	約27.6ha	